

公開・開示者、公開・開示レベル別手続き対応表

別表

公開・開示者 公開・開示レベル	県（事務局）	データ保有者
完全公開	① ○プラットフォームでデータそのものを公開 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）はプラットフォームでデータそのものを公開	② ○データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開 ・データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開 ・データ保有者は県（事務局）に公開・更新した旨連絡 ・県（事務局）はプラットフォームにリンクを貼付、公開・更新日を記載
公開 （要申請）	③ ○県（事務局）がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○申請に応じて県（事務局）がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を作成・公開 ・データ利用希望者（制限なし）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者に対しデータそのものを開示	④ ○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）に一覧（データ項目リスト）を提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を公開 ・データ利用希望者（制限なし）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）はデータ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータを開示
対象者限定 （要審査）	⑤ ○県（事務局）がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○特定者からの申請に応じて県（事務局）がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を作成・公開 ・データ利用希望者（特定者）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・県（事務局）は審査通過後、希望者に対しデータそのものを開示	⑥ ○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○特定者からの申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）に一覧（データ項目リスト）を提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を公開 ・データ利用希望者（特定者）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・県（事務局）は審査通過後、データ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータそのものを開示

※上段：公開（開示）方法、下段：公開（開示）の手順

※データによっては上記取扱いよらない場合もある

(2) データ公開・開示の取扱いごとのデータ例示

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書（一覧）、施設一覧、山形県観光者数調査、大規模小売店立地法に基づく届出、GTFIS-JP
- ② 福祉輸送運送事業者情報、山形県学校名鑑、
- ③ 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書（個票）
- ④ GTFIS-RT
- ⑤ 各施設の利用実態（通院者、通所者、観光施設利用者等の居住地）
- ⑥ ICカード利用実績

※ETC2.0は国土交通省が直接提供するため上記取扱いの例外